

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

食事や生活支援、介護サービスを受けることができます。

事業所名	電話番号	所在地	種別
住宅型有料老人ホームきずな	43-2963	庄内町余目字猿田 7 番地 2	住宅型
デイホーム眺海	62-3555	酒田市山寺字宅地 159	住宅型
ソーシャルいずみ	21-2207	酒田市東泉町 5-5-6	住宅型
ソーシャルわかば	43-6725	酒田市亀ヶ崎 4-11-5	住宅型
有料老人ホームすまいる	23-6155	酒田市船場町一丁目 9-10	住宅型
有料老人ホームあらた	25-8380	酒田市東町 1-15-25	住宅型
コンフォート檜の木	43-1245	酒田市こあら 2 丁目 4-6	住宅型
シニアガーデン泉	43-6785	酒田市泉町 8-11	サービス付住宅
高齢者ホームシニアガーデンそよかぜ	25-0855	酒田市東両羽町 6-2	サービス付住宅
高齢者ホーム第三亀ヶ崎の家	22-3993	酒田市亀ヶ崎 5-9-12	サービス付住宅
高齢者ホームシニア松原の家	22-5860	酒田市亀ヶ崎 5-9-5	サービス付住宅
高齢者向け住宅シニアガーデンかめがさき	25-5701	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-27	サービス付住宅
有料老人ホームゆい	31-8883	酒田市臼ヶ沢字池田通 122 番地	住宅型
有料老人ホームいろ花	0235-78-7335	鶴岡市下山添字中道 40-1	住宅型
シニア・ライフ・サポート・マンション瑞穂の郷	0235-29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田 128-1	サービス付住宅
あじさいの家	0235-28-2022	鶴岡市茅原字西茅原 122-5	住宅型
エタニティハウスひまわり	0235-25-5160	鶴岡市稲生一丁目 3-45	住宅型
ゆったりホームなな草	0235-26-0558	鶴岡市外内島字石名田 82-23	サービス付住宅
シニアタウン山王フジックス	0235-29-0030	鶴岡市山王町 14-23	特定施設
シニアハウスけやき	0235-33-8895	三川町大字横山字城下 228-9	サービス付住宅

※ こちらは、主に庄内町の方が利用している事業所について掲載しておりますので、上記以外にもサービスが受けられる事業所があります。

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算療養費制度

高額介護サービス費

介護保険サービス（総合事業に係る相当分を含む）を利用した際の利用者負担額が、著しく高額であった場合に、利用者負担額（月額）が世帯合計で基準額を超えた分が払い戻されます。

※ 利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の負担や、施設での食費・居住費（滞在費）・日常生活費など、その他の利用料は含まれません。

※ 新規に高額介護（予防）・相当分 サービス費の該当となった方には、サービスを利用された月の約 3 か月後に町から申請書等をお送りします。

■高額介護(予防)・相当分 サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額

利用者負担段階	所得区分		上限額（月額）
第4段階	市町村民税課税世帯	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
		課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 690 万円未満	93,000 円（世帯）
		課税所得 145 万円（年収約 370 万円）以上 380 万円未満	44,400 円（世帯）
		【一般】上記及び下記以外の方 本人又は世帯内のどなたかが住民税課税されている方	
第3段階	市町村民税非課税世帯	住民税非課税世帯の方で下記第1段階・第2段階に該当しない方	24,600 円（世帯）
第2段階		住民税非課税世帯の方で ・課税年金収入額 ^(※2) + その他の合計所得金額 ^(※3) が 82.65 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
第1段階	生活保護受給	・生活保護を受給している方 ・利用者負担を、15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000 円 （個人・世帯とも）

※ 課税年金収入額^(※2)、その他の合計所得金額^(※3)の説明は、P31 を参照ください。

担当：保健福祉課介護保険係

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額療養費（医療保険）、高額介護サービス費（介護保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下表限度額を超えたときは、負担額の一部が支給されます。

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	①70～74歳の方がいる世帯 ②後期高齢者医療制度で医療を受けている人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690 万円以上	212万円
600万円超 901万円未満	141万円	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141万円
210万円超 600万円未満	67万円	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
市町村民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円

※ 低所得者Ⅰ区分で介護保険サービス利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

対象者にお知らせが届きますので、申請窓口を確認し、手続きをしてください。

担当：税務町民課国保係・保健福祉課介護保険係

所得の少ない方の負担を軽減する制度

負担限度額認定

■居住費及び食費のめやす（基準費用額）

施設サービス（ショートステイを含む）を利用する場合、利用者負担（1～3割負担）のほかに、居住費及び食費を負担する必要があります。居住費及び食費の平均的な額がそれぞれ「基準費用額」として国によって決められていますが、実際に負担する金額は、利用者と施設との契約により定められます。

■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

所得に応じて負担限度額を設け、施設との契約により定められた利用者負担額から負担限度額を引いた額を「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から支給しますので、認定を受けるためには申請が必要です。

■制度の対象者

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが市町村民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
- (3) それぞれの利用者負担段階において、預貯金等の要件を満たすこと

利用者負担段階	所得に関する区分		預貯金等の要件
第1段階	・生活保護を受けている方		
	市町村民税非課税世帯	・老齢福祉年金を受給している方	
第2段階		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額 82.65 万円以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下
第3段階①		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額 82.65 万円を超え、120 万円以下の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下
第3段階②		・本人の課税年金、非課税年金収入金額、その他の合計所得の合計金額が年額 120 万円を超える方	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下
第4段階 軽減対象外	・本人が市町村民税課税者である方、もしくは世帯の中に市町村民税課税者がいる方		

※ 非課税年金（遺族年金と障害年金）も収入に含めて判定されます。

※ 64 歳以下の方の預貯金等の要件は、単身 1,000 万円・夫婦 2,000 万円になります。

※ 利用者負担段階第1～第3段階の方が負担軽減の対象となります。

《利用者の居住費と食費の負担限度額》（日額）

利用者 負担段階	食費		居住費						
	施設 入所者	短期入所 利用者	ユニット型		従来型個室		多床室		
			個室	個室の 多床室	特養等	老健、 医療院等	特養等	老健、 医療院 (注)	老健、 医療院等
第1段階	300 円	300 円	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	390 円	600 円	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ①	680 円	1,030 円	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ②	1,420 円	1,360 円	1,470 円	1,470 円	980 円	1,470 円	530 円	530 円	430 円
第4段階 基準費用 額	1,545 円	1,545 円	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	915 円	697 円	437 円

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護保健施設(※)又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入居者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）

- 「特養等」の金額を適用
 - ・介護老人福祉施設
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・短期入所生活介護
- 「老健、医療院等」の金額を適用
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護医療院
 - ・短期入所療養介護

■ **限度額認定の有効期間**

限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなります。引き続き限度額の認定を希望される場合は、更新申請をしていただく必要があります。

担当：保健福祉課介護保険係

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

社会福祉法人等が運営する施設で提供する介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。認定を受けるためには申請が必要です。

●は介護サービスのみ、○のサービスは介護予防サービスも可、

◎のサービスは総合事業サービスも可。

■軽減対象サービス

◎ 訪問介護	● 地域密着型通所介護
◎ 通所介護	○ 認知症対応型通所介護
○ 短期入所生活介護	○ 小規模多機能型居宅介護
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 複合型サービス
● 夜間対応型訪問介護	● 介護福祉施設サービス
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ 軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費（滞在費）です。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費のみが対象となります。

※ 特別養護老人ホーム入所者等に係る食費・居住費（滞在費）の軽減は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限ります。

■軽減の対象となる方

世帯全員が町民税非課税で次の1～5の全てに該当する方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
(医療保険、税金面での扶養、仕送り等を受けていないことなど)
5. 介護保険料を滞納していないこと。

■申請

年間の収入がわかる書類（所得証明書・年金支払通知書等）、預貯金等の通帳・証明書の写し等を添付してください。

■軽減の割合

- ① 25/100（自己負担75/100）
- ② 老齢福祉年金受給者は50/100（自己負担50/100）
- ③ 生活保護受給者 100/100（自己負担0/100）

担当：保健福祉課介護保険係

【介護保険証と負担割合証を確認しましょう】

■ 在宅介護サービスの1か月の支給限度額

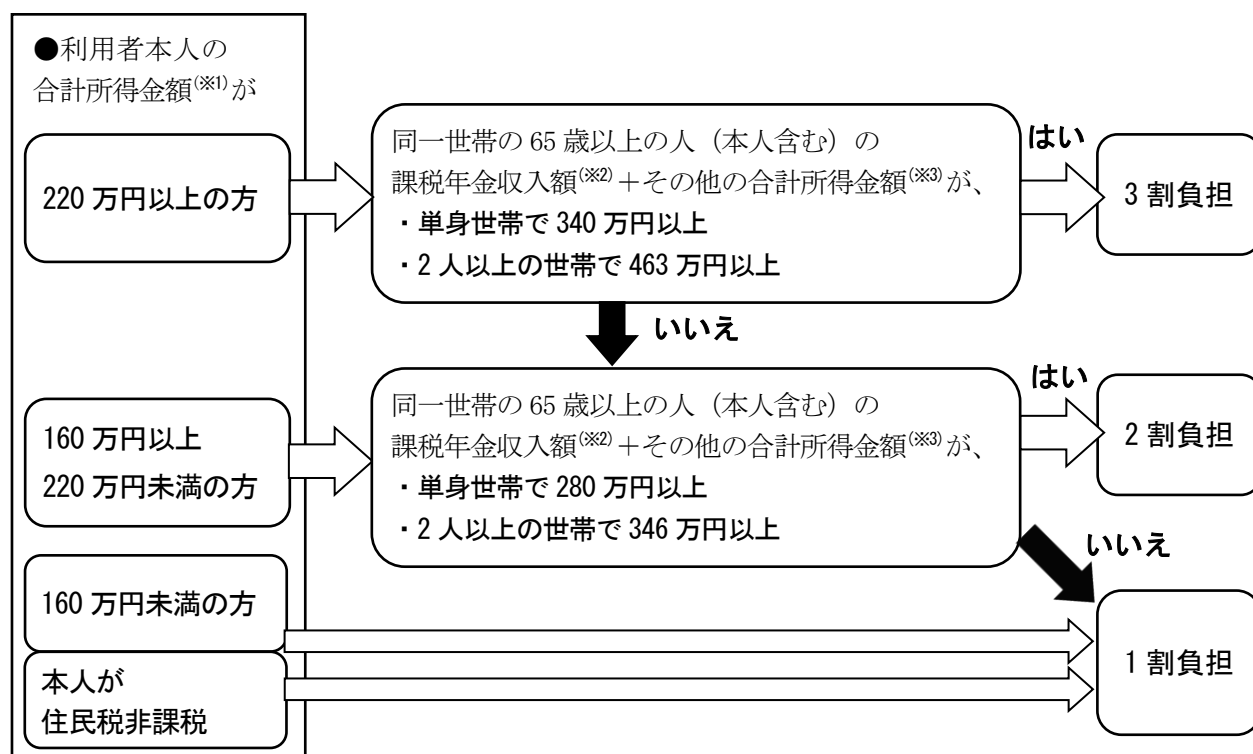
事業対象者	50,320 円	要介護 1	167,650 円
要支援 1	50,320 円	要介護 2	197,050 円
要支援 2	105,310 円	要介護 3	270,480 円
		要介護 4	309,380 円
		要介護 5	362,170 円

■ 介護保険負担割合証

所得に応じて利用者負担が1～3割に区分されます。

要支援・要介護の認定を受けている方、または事業対象者となった方については、全員に各自の負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。介護サービスを利用される際に、介護保険被保険者証と一緒にケアマネジャーやサービス提供事業所に提示してください。 ※64歳以下の方の利用者負担割合は1割です。

◆所得に応じた利用者負担の割合◆



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

担当：保健福祉課介護保険係

あなたの介護保険料は？

令和6年度～令和8年度納付分

スタート

あなたは生活保護を受給していますか？

はい
いいえ

あなたは町民税を課税されていますか？

はい
いいえ

同じ世帯に町民税を課税されている人はいますか？

はい
いいえ

あなたは老齢福祉年金(※1)を受給していますか？

はい
いいえ

あなたの前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計は？

82.65万円以下
82.65万円超～120万円
120万円超

はい
いいえ

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
基準額×0.285 年額 22,572円	基準額×0.485 年額 38,412円	基準額×0.685 年額 54,252円	基準額×0.9 年額 71,280円	基準額 年額 79,200円

あなたの前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計は82.65万円以下である

はい
いいえ

第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
基準額×1.2 年額 95,040円	基準額×1.3 年額 102,960円	基準額×1.5 年額 118,800円	基準額×1.7 年額 134,640円	基準額×1.9 年額 150,480円	基準額×2.1 年額 166,320円	基準額×2.3 年額 182,160円	基準額×2.4 年額 190,080円

第10段階～第13段階は今期から新たに設定された段階です

★実際の保険料額は同封の「納入(変更)通知書」をご覧ください。

※1 老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
※2 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

あなたの前年の合計所得金額(※2)は？

はい

はい

120万円未満	120万円以上 210万円未満	210万円以上 320万円未満	320万円以上 420万円未満	420万円以上 520万円未満	520万円以上 620万円未満	620万円以上 720万円未満	720万円以上
---------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆様の所得に応じた負担になるよう段階別に分かれています。
ご自身の保険料(年額)を、フロー図で確認してみましょう。



Q 収入が少なくても保険料を納めなければならぬのですか？

A 介護保険では、法律によりすべての65歳以上の方から介護保険料を納めていただくことになっています。ご理解をお願いいたします。

Q 納付方法は選べないのですか？

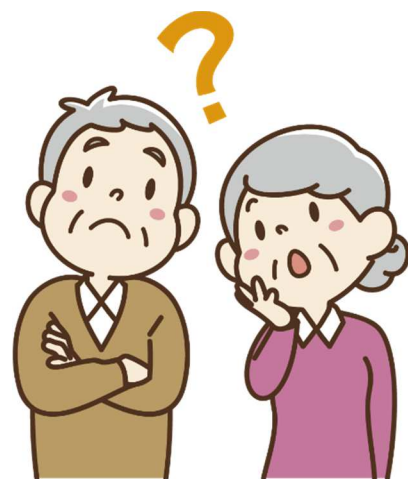
A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人で選びいただくことはできません。年金からの天引きが始まるまでの納付書等での納付も含め町からの通知に記載された納付方法で納付をお願いします。



一問合せ先
庄内町保健福祉課 介護保険係
0234-42-0150または0151
(平日8:30～17:15)

納め忘れていませんか？

介護保険料を 滞納すると…？



介護保険料は、介護サービス等に必要な費用をまかなう重要な財源です。
介護保険料を納めないでいると、保険料を納付している人との公平を図るため、
介護サービス等を利用するときに制限されたり、負担が重くなる場合があります。

滞納するとどうなるの？

1年 滞納すると

介護サービス等を利用するとき、通常はサービス費用の自己負担が1割から3割のところを、一旦利用者がサービス費用の全額（10割）を支払わなければなりません。その後、町に申請することで9割から7割分が後日払い戻されます。

サービス費用を
一旦
全額負担？



1年6ヶ月以上 滞納すると

申請で払い戻されるはずの9割から7割分のサービス負担額の全部または一部が差し止められます。
なお滞納が続く場合は滞納保険料に充てられます。

払い戻しが
差し止め
られるの？



2年以上 滞納すると

介護サービス等を利用するとき、未納期間に応じて自己負担が3割（負担割合が3割の方は4割）になります。
また、高額介護サービス費等の支給が受けられません。

自己負担が
3割（4割）
にもなるの？



歩行、寝起き、トイレや入浴など、あたりまえの生活行動ができなくなったとき
介護保険料の滞納があると、介護サービス等を受けることが困難になります。
それは本人の不利益だけではなく、家族にとって大きな負担になります。
計画的な納入を検討いただき、ぜひご家族と一緒にご相談ください。



介護保険制度は、みなさんの保険料が支えています。

発行：庄内町保健福祉課 介護保険係

高齢者が安心して暮らせる社会を目指して

みんなで防ごう 高齢者虐待

【身体的虐待】

- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束をする
- 殴る、蹴る、打撲させる など

【経済的虐待】

- 日常生活に必要な金銭を使わせない
- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する など

【世話の放棄・放任】

- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にごみや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない など

【心理的虐待】

- 侮辱をこめて子供のように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに無視する など

【性的虐待】

- わいせつな行為をしたり、強要したりする など

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段の生活の中で気が付いたことやできることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

●介護の負担を軽くしましょう

介護者が介護に疲れていたり、追い詰められたりして虐待に至るケースもあります。訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

●積極的に制度や相談機関を活用しましょう

【成年後見制度】 制度の内容については、P35をご覧ください。

【相談機関】 地域包括支援センター

保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から高齢者をサポートします。

認知症や経済的な問題、暮らしに関する心配ごとなどの相談ができます。



担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター